

業務概要

当社は平成26年4月4日付で国土交通省国土交通大臣より指定を受け、建築基準法に基づく確認審査、中間検査、完了検査の業務を開始いたしました。

1. 指定番号及び指定日

指定確認検査機関 国土交通大臣 第26号 平成26年4月4日
(更新 平成31年4月3日)

2. 業務区域

岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）及び神奈川県全域

3. 指定の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令
(平成11年4月26日建設省令第13号)
第15条各号（二の二、四の二、六の二、八の二、十四の二は除く）に掲げるもの。

4. 取り扱う建築物

全ての建築物等

5. 特定構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものの審査(ルート2基準審査)

「建築基準法および関係政令等の改正（平成27年6月1日施行）」に伴い、建築基準法第6条の3のただし書きに規定される「特定構造計算基準および特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査（ルート2基準審査）を実施しております。